

消費税率引上げ分の地方消費税収入の使途（令和5年度決算額）

1. 消費税率及び地方消費税率の引上げについて（概要）

○平成26年度以降の消費税率及び地方消費税率は次のとおり段階的に引上げ。

	消費税率	地方消費税率	合計
H26. 3.31まで	4.0%	1.0%（消費税額の100分の25）	5.0%
H26. 4. 1から	6.3%	1.7%（消費税額の 63分の17）	8.0%
R 1.10. 1から	7.8%	2.2%（消費税額の 78分の22）	10.0%

+0.7%

+0.5%

○消費税率（国・地方）引上げの趣旨が、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」の安定財源の確保にあることを踏まえ、消費税収の使途を明確化。

- ・国分の消費税収についてはすべて「社会保障4経費」（※）に充当（消費税法第1条第2項）
- ・引上げ分の地方消費税収入については「社会保障4経費」その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充当（地方税法第72条の116）

（※）社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

2. 高知県における消費税率引上げ分の地方消費税収入の使途

○令和5年度に、本県の社会保障施策に要した経費は総額で約**616億円**（一般財源約**551億円**）。（令和4年度総額は約598億円（一般財源約530億円））

○一方、令和5年度において、社会保障施策に要する経費に充当すべき本県の引上げ分の地方消費税収入は約**96.8億円**。（※）（令和4年度は約97.4億円）

（※）地方税法の規定により機械的に算出した額（地方消費税の清算金分を含む。）

引上げ分の地方消費税収入の使途の考え方

- 引上げ分の地方消費税収入については、その全額を社会保障施策に要する経費の増分に充当。
- 具体的には、消費税率・地方消費税率引上げに伴って制度的に拡充された「社会保障の充実」分に優先的に充当した上で、残額の全額を「その他社会保障施策」に要する経費に充当

社会保障の充実

83.6億円

○子ども・子育て支援の充実

5,188百万円

子ども・子育て支援新制度の実施（私立の認定こども園・幼稚園・保育所への運営費支援 等） 4,177百万円
子ども・子育て関連施策の充実（知的障害児施設の管理運営費 等） 725百万円
社会的養護の充実（児童措置委託料（児童施設・障害児施設等）） 346百万円

○医療・介護の充実

2,809百万円

医療・介護サービスの提供体制改革（地域医療介護総合確保基金 等） 1,657百万円
医療・介護保険制度の改革（国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 等） 1,152百万円

○高等教育の無償化

364百万円

授業料の減免（公立大学法人授業料等減免補助金） 243百万円
専門学校が無償化（専門学校授業料等減免費交付金） 121百万円

その他社会保障施策

（主なもの）

13.2億円

- ・後期高齢者医療給付事業費（充実分を除く） 555百万円
 - ・障害者自立支援給付費負担金 342百万円
 - ・介護保険給付事業費 294百万円
 - ・国民健康保険事業費負担金（充実分を除く） 97百万円
- 等

※上記経費の一部に地方消費税収入を充当

※金額は一般財源ベース

消費税法

(趣旨等)

第1条 この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

地方税法

第五款 使途等

(地方消費税の使途)

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。